

平成25年門真市教育委員会第7回定例会

開催日時 平成25年7月25日（木） 午後2時

開催場所 市役所本館2階 大会議室

議事日程

- | | |
|------|---------------------------------|
| 日程第1 | 会議録署名委員の指名 |
| 日程第2 | 会期の決定 |
| 日程第3 | 議案第19号 平成26年度使用小学校用教科用図書の採択について |
| 日程第4 | 議案第20号 平成26年度使用中学校用教科用図書の採択について |
| 日程第5 | 議案第21号 平成26年度使用小学校用拡大教科書の採択について |

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第5まで

出席委員

委員長	長澤 信之
委員長職務代理者	藤原 定壽
委員	磯和 均
委員	桜井 智恵子
教育長	三宅 奎介

事務局出席職員

学校教育部長	藤井 良一
生涯学習部長	柴田 昌彦
学校教育部次長	山口 勘治郎
生涯学習部次長	山田 益夫
学校教育部総括参事	満永 誠一
学校教育部教育総務課長	山 敬史
学校教育部学校教育課長	寺西 照之
学校教育部学校教育課参事	上甲 尚
学校教育部学校教育課参事 兼教育センター長	岩佐 美奈子
生涯学習部地域教育文化課長	脊戸 隆
生涯学習部スポーツ振興課長	丹路 保浩
図書館長	秋月 康宏

長澤委員長 開会宣告 午後 2 時

日程第 1 会議録署名委員の指名

長澤委員長より 藤原 定壽 委員を指名

日程第 2 会期の決定

本日 1 日と決定

日程第 3 議案第19号 平成26年度使用小学校用教科用図書の採択について

平成26年度使用小学校用教科用図書の採択について、岩佐教育センター長が次のように説明した。

議案書 1 ページからでございます。

平成26年度に門真市立小学校において使用する教科用図書の採択につきましては、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」第14条「義務教育諸学校において使用する教科用図書については、政令の定めるところにより、政令で定める期間、毎年度、種目ごとに同一の教科用図書を採択するものとする。」に基づき採択を行うこととなります。

同一教科書を採択する期間につきましては、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令」第14条第 1 項の規定により、4 年となっております。

平成25年 4 月11日付け文部科学省初等中等教育局長からの通知によりますと、小学校用教科書につきましては「平成26年度は、平成25年度と同一の教科書を採択しなければならない」とあります。

なお、小学校では、平成23年度より現在の教科用図書が使用されており、採択期間は、平成26年度までとなっております。

教科書一覧は、次のページのとおりです。

[全委員異議なく、可決]

日程第 4

議案第20号 平成26年度使用中学校用教科用図書の採択について

平成26年度使用中学校用教科用図書の採択について、岩佐教育センター長が次のように説明した。

議案書 3 ページからでございます。

平成25年度に門真市立中学校で使用する教科用図書につきましては、先ほどの議案と同様の法律等に基づき、平成25年度と同一の教科用図書を採択することになっております。

中学校では、平成24年度より現在の教科用図書が使用されており、採択期間は平成27年度までとなっております。

教科書一覧は、4 ページをご覧ください。

[全委員異議なく、可決]

日程第 5

議案第21号 平成26年度使用小学校用拡大教科書の採択について

平成26年度使用小学校用拡大教科書の採択について、岩佐教育センター長が次のように説明した。

議案書 5 ページからでございます。

現在、本市小学校に、視覚に障がいのある児童が在籍しており、「障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及促進に関する法律」に基づき、各教科書会社が発行している拡大教科書を使用しているところであります。

平成26年度につきましても、これらの児童が学習するにあたり、拡大教科書の使用が必要であることから、学校教育法附則第9条「特別支援学級においては、学校教育法第34条第1項に規定にする教科用図書以外の教科用図書を使用することができる」に規定する教科用図書として採択をお願いするものです。

教科書種目一覧は6 ページのとおりでございます。

[全委員異議なく、可決]

門真市教育委員会会議規則第25条の規定により署名する。

門真市教育委員会

委員長 長澤 信之

署名委員 藤原 定壽